



お知らせ

2019年度

被扶養者資格

被扶養者資格更新審査とは…

1年に一度
実施します

法令および厚生労働省の指導により、医療給付費の適正化と高齢者医療制度や介護保険制度に関わる拠出金・納付金の適正化を図るため、すでに被扶養者となっている方の資格を更新することができるか否か、収入等の状況を毎年定期的に審査するものです。2019年度は、6月ごろから約1年かけて実施します。

確認書類は何が必要なの？

審査では、住民票や所得証明書などの確認書類の添付が必要となります。調書がお手元に届きましたら、書類の取り寄せをよろしくお願いいたします。
(この審査に伴う資料の取り寄せ費用はご本人負担となりますので、ご理解をお願いいたします。また、提出いただいた資料は返却いたしかねますのでご了承ください。)

別世帯の被扶養者の認定には送金記録が必要です

住民票を分けて別居されている方については、第三者が容易に確認できるように、定期的かつ別居世帯の生活を維持していると判断される定額を送金した記録が必要です。そのため、「**対象者と被保険者の氏名、金額が記載された現金書留控え**」や「**対象者の金融機関口座宛てに被保険者名義で送金している記録**」を提出してください。

同居所であっても別世帯の場合は送金記録が必要です。こうした送金記録がないときは、被扶養者の資格の更新が行えませんので、注意してください。

1つの金融機関口座で通帳とキャッシュカードを別々に使用して、入金と引き出しをする通帳記録や、給与口座を2口座設定して被保険者用と対象者で使い分けをしている、現金を手渡ししているなどは、送金の記録とは認められません。

事前に資格の有無を確認したいとき

調書が届く前に「被扶養者資格確認チャート」で確認してみてください。→P13のチャート図をご参照ください。
資格に不安があるときは、勤務する会社の総務（健保担当）部署とよくご相談いただき、適正な届け出を行ってください。

提出期日を過ぎてしまったら

期日までに提出いただけなかった場合、「審査対象者を引き続き被扶養者として更新されることを希望しない」と判断され、法令の定めにより被扶養者の資格を失うこととなります。期限厳守をお願いします。

健保組合へのお届けをお忘れなく！

春は卒業・就職のシーズンです。日通健保の被扶養者であるご家族が就職すると、扶養をはずれ、ご自身が被保険者となります。また、収入超過等で扶養の要件を満たさなくなった場合は、国民健康保険へ加入することになります。

そのようなご家族がいらっしゃる方は、被扶養者はずすための届出が必要です。

勤務する会社の総務（健保担当）部署へお申し出ください。「被扶養者不該当届」に必要事項を記入し、該当の方の保険証を添付して届け出てください。



健康保険被保険者証（保険証）の再交付について

紛失

保険証をなくしてしまった

破損

保険証が欠けてしまった、割れてしまった

汚れ

汚れてしまい表示が見えなくなった

手続きはお早めに！

- ◆通院中に健康保険証に変更（異動）があった場合は、ただちに医療機関の窓口申し出てください。
- ◆たとえ1日でも他の健康保険に加入した場合は、一旦扶養を抜ける手続きが必要です。この手続きを怠った場合、その間の医療費は全額自己負担となる場合がありますのでご注意ください！

健康保険 本人（被保険者）平成××年××月××日交付
被保険者証

記号 1234 番号 567890

氏名 セカイニッツウ タロウ
世界日通 太郎

性別 男

生年月日 平成××年××月××日

資格取得年月日 平成××年××月××日

見本

保険者所在地 東京都港区東新橋 1-9-3 TEL03-6251-6480

保険者番号・名称 06131452日本通運健康保険組合